

沖縄文化芸術コンテンツ配信環境支援事業

補助金募集要項

1 事業目的

県内のライブハウス、劇場、ギャラリー等の施設が、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策を取りつつ行う公演、展示等の映像配信（以下「映像配信」という。）に要する経費を支援することにより、文化芸術活動等の発表や芸術表現の場を確保するとともに、運営者の収益力の強化を図り、新しい生活様式に対応した鑑賞環境を構築し、文化芸術の鑑賞機会を県民等へ広く提供することを目的とします。

2 募集内容

本事業にかかる補助金の交付の希望者を以下のとおり募集します。

補助対象者	<p>次のアからエまでの全ての要件を備える法人又は事業者（公立施設を除く）</p> <p>ア 沖縄県内に本拠を置く以下の運営者であること。 （以下①～②のいずれか）</p> <p>① 主に興業場法や食品衛生法による営業許可を受け営業し、ミュージシャンやパフォーマーなどのアーティストによる有料の公演について継続的な開催実績を有する施設（酒類及びそれに伴う料理の提供を営業の主目的としていないもの） 例：ライブハウス、劇場、ホール、映画館、演芸場など</p> <p>② ギャラリー等</p> <p>イ 代表者及び所在地が明らかであること。</p> <p>ウ 会計経理が明確なこと。</p> <p>エ 活動（営業）実績が6ヶ月以上あること。</p> <p>※以下に該当するものは補助対象となりません。</p> <p>①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項第3号に規定される「性風俗関連特殊営業」に該当する興業場を設置するもの</p> <p>②暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下、「暴対法」という。第2条第2項に規定する暴力団をいう。以</p>
-------	--

	<p>下同じ。)または、暴力団員(暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)もしくは暴力団員と密接な関係を有する者。</p>
補助対象経費	<p>① 機材(カメラや通信機器等)購入経費、カメラや通信機器等に必要不可欠な周辺機器、及びケーブル等の購入費</p> <p>② 映像撮影や映像配信に要する外部スタッフ人件費等</p> <p>例:(1) 配信当日、配信業務に係る外部スタッフの人件費 (2) 配信機材の導入に関しテクニカルなサポート等を行う外部スタッフの人件費</p> <p>※なお、音響、照明及び舞台設営にかかる経費、法人等の運営に係る経常的な経費、構成員に対する個人給付的な経費、食糧費、及び法人等の構成員が利益を受ける資産形成となる経費と明確に区別できない経費等、交付対象として適当と認められない経費は対象外となります。</p>
補助率及び上限額	<p>補助率10分の10</p> <p>① 機材(カメラや通信機器等)購入経費、カメラや通信機器等に必要不可欠な周辺機器、及びケーブル等の購入費 上限50万円</p> <p>② 映像撮影や映像配信に要する外部スタッフ人件費等 上限20万円</p> <p>※①及び②を同時に申請することが可能です。 また、①、②のいずれかのみ申請することも可能です。</p> <p>備考:補助対象経費には、消費税及び地方消費税を含みません。 また、機器に関する経費と人件費に関する経費はそれぞれ独立した項目として取り扱い、申請後の経費相互の変更は認めません。</p>
事業内容	<p><u>法人又は事業者が公演、展示等を行い、映像配信に必要な機材等を導入し、その機材を使用して令和2年度2月末日までに県民等へ広く公開した形での映像配信を3回以上行うこと。</u></p> <p>(補助交付が決定した事業者において、配信に際して、事前に事務局への申請(必須)のほか、自社HPやSNSへの掲載、県内外のメディアへの通知等、自社で可能な限りの広報を行うこと。)</p>

事業内容	<p>※補助金申請を行った事業者が、運営している施設以外の場所において公演・展示を行う配信は本事業の対象外となります。 (例：野外ライブ等の配信)</p> <p>※ 寄付行為を主目的とした事業並びに宗教的又は政治的宣伝意図を有する事業については本事業の対象外となります。</p>
募集事業者数	50事業者程度（申請の状況により変動します）

3 募集・申請期間、及び事業実施期間

●**募集・申請期間**：令和2年度9月1日（金）～令和2年度10月30日（金）
（予算状況によっては、募集及び申請期間の短縮・延長を行う場合があります。
県文化振興課ホームページ等にその旨掲載します。）

●**事業実施期間**：補助金交付決定日～令和3年2月29日（月）

申請期間内に申請があったものについて県文化振興課で審査を行い、交付決定します。

なお、審査の結果、申請額より減額して交付決定する場合があります。

4 申請方法及び補助対象団体の決定方法

(1) 申請方法

募集期間内に、委託事業者（NPO法人沖縄イベント情報ネットワーク）のエントリーページよりお申し込みください。エントリーの確認後、必要書類が委託事業者よりデータで送信されますので、ご記入の上、メールにてご提出ください。

委託事業者にて内容確認のうえ、不備がないと認められれば、押印して郵送にてご提出ください。

なお、提出書類に不備がある場合は、修正・追加資料の提出を求める場合があります。

(2) 申請に必要な書類

- 1 交付申請書（様式第1号）
- 2 事業計画書（様式第1号の2）
- 3 収支予算書（様式第2号）
- 4 申請者活動（営業）状況調べ（別紙様式①）
法人及び団体の場合は定款等の添付書類
- 5 その他申請事業の参考となる資料

※ 申請書類の受理後に、県文化振興課から、必要に応じて追加書類の提出を求めることがあります。

(3) 申請書類の入手方法

申請に必要な各様式については、本事業の委託事業者（NPO 法人沖縄イベント情報ネットワーク）のエントリーページからダウンロードしてください。（下記6相談（申請）窓口をご確認ください。）

(4) 審査結果及び交付決定について

県文化振興課が申請書類を受理後、審査を行いすみやかに結果を通知します。なお、多数の申請があった場合等は、申請額より減額して交付決定を行う場合があります。

5 留意点

本事業の補助金の申請、交付、事業の執行にあたっては、関連要綱を遵守する必要があります。

① 「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金交付要綱」

② 「沖縄県補助金等の交付に関する規則」

③ 「沖縄文化芸術コンテンツ配信環境支援事業補助金交付要綱」

事業者においては①～③を必ずご確認ください、その内容に従ってください。

6 相談(申請)窓口・県所管課

相談（申請）窓口：NPO 法人 沖縄イベント情報ネットワーク

〒903-0824 沖縄県那覇市首里池端町 34-2F

TEL：098-927-3708(平日 10:00～18:00)

E-mail: info@oein.jp

https://shien.piratsuka.com

県所管課：沖縄県文化観光スポーツ部文化振興課

住所：〒沖縄県泉崎 1-2-2（沖縄県庁 8 階）

TEL：098-866-2768 FAX：098-866-2122

E-mail：aa058106@pref.okinawa.lg.jp